

「平成22年度 国際協力機構監事監査報告」 に関する対応について（報告）

平成24年3月
国際協力機構
総務部

平成23年9月に監事より提出された「平成22年度 国際協力機構 監事監査報告」について、別紙の通り機構として対応しているところ、右報告する。

以上

別紙：平成22年度監事監査報告への対応について

項目	監事監査報告書 抜粋部分		対応策	
3 監査の結果 (3) 業務監査				
2) 中期計画や年度計画での重要事項の進捗状況	ア. 統合効果の発揮	(ア) プログラム化の推進	<p>これまでは、どちらかといえばJICA独自で推進してきたプログラム化であったが、プログラム単位で事業を形成・実施することが試行的だが外務省と合意された意義ある年であった。今後は、パイロットプログラムの拡大に合わせ、外務省と「プログラム単位での検討・意思決定」を含む業務フローについて協議・合意し、プログラムアプローチを強化することが課題である。(P7)</p>	<p>プログラム・アプローチについては、引き続き、外務省と協議を行いながら強化を図っていく。基本的な業務フローの考え方については、外務省との間で合意しており、その詳細については、現在選定されているパイロット・プログラムを動かしていく中で確定していきたい。</p>
			<p>プログラム化の一環として、開発課題解決に向けた開発目標を設定し、そこから具体的なプロジェクトを導き出すために、国別分析ペーパー（JICAアナリティカル・ワーク）を策定し、途上国の開発課題を分析しつつ、それを途上国との政策協議に活用することとしたり、また、AWを踏まえてプログラムを形成・実施したりすることが外務省との間で確認された。(P6-7)</p>	<p>JICAアナリティカル・ワークは開発課題の分析及びJICAの資源配分を検討する分析ペーパーであり、必ずしもプログラム化の一環として、具体的なプロジェクトを導き出すものではないと理解している。</p>
			<p>また、次に述べる協力準備調査の中のプログラム形成調査をAWを踏まえることで、開発目標の実現に更に資するものにも課題である。(P7)</p>	<p>JICAとしても、プログラム形成のための協力準備調査がアナリティカル・ワークの内容を踏まえていることで、開発目標の実現に貢献可能なプログラムの形成が促進されると考えている。そのため、今後プログラム形成の協力準備調査を行うに際しては、当該調査がアナリティカル・ワークを踏まえたものとなっているかどうか適切に確認を行っていく。</p>
		(イ) 協力準備調査の実施	<p>効果としては、協力準備調査の導入により調査に係る相手国政府からの要請及び国際約束の締結が不要になったこと、外務省との随時の調査決定が可能になったことにより事業の迅速化が図られたことがある。また、技術協力の成果を資金協力によりスケールアップしたり、技術協力と資金協力を複合させた包括的な支援が実現したりすることが期待されている。(P7)</p>	<p>既に事例は多く見られ始めているが、技術協力と資金協力を複合させた包括的支援は、被援助国側のニーズを踏まえつつ、プログラムアプローチの強化の中で更に事例を積み上げていきたい。</p>
			<p>事業化された案件の件数や全体に占める比率が妥当であるかどうか、プログラム形成調査の効果等の評価については、制度が新設されて間がないのでしばらく状況を見ることにしたいが、新中期計画を策定する本年度に、JICAとしても3スキームのプロジェクト形成調査やプログラム形成調査の効果測定等について実施を検討してはどうか。(P8)</p>	<p>協力準備調査におけるプログラム形成調査、プロジェクト形成調査が個別事業、案件の形成に貢献している事例は平成20年度の導入以降増加しており、件数の面では成果が目に見えるようになってきたと言える。今後は、数の面だけでなく、プログラム形成調査やプロジェクト形成調査が実際の案件の内容にどのように貢献したかという点も含めて、業務実績評価等の場を通じて効果の検証に取り組んでいくことを検討していく。</p>

項目	監事監査報告書 抜粋部分		対応策
イ. 円借款事業の迅速化	(ア) 案件形成過程	<p>しかしながら、次のような問題があることに留意する必要がある。第1は、54%という達成率の数字は、裏を返せば未だ半数近くの案件において公表している期間内に意思決定が行われていないことである。第2は、非年次国（毎年案件がある年次国以外の国）を中心に、L/A（借款契約）締結まで2年以上要している案件がかなりあることである。第3は、平成21年度は62件、合計9,676億円の円借款が承諾されたのに対し、平成22年度は東日本大震災の影響等により37件、合計約45%減の5,389億円の承諾に抑制され、L/A（借款契約）締結までに至らなかった案件が多数あったことである。（中略）第3の問題については、承諾の遅れがただちに達成率に影響するわけではないが、承諾がなされないとL/A締結に至らないことから、達成率の分母がその分減じられるので達成率の増加に相当影響したのではないかと思われる。また、承諾が遅れるとその分円借款手続きが遅れることになるため、円借款事業の迅速化のためにも慎重な検討を踏まえた積極的な承諾が期待される。（P8）</p>	<p>日本政府とこれまで協議・策定してきた迅速化策の着実な実施を通じて、達成率の向上に引き続き取り組む。具体的には、年度末までに承諾を予定している案件の「進捗状況表」による9か月目標のスケジュール管理を強化し、懸案事項への対応について日本政府と早期に共有し、期間内意思決定を促進する。また、非年次国へのフォローが劣後しないよう日本政府に働きかける。平成22年度に東日本大震災の影響により先送りされた案件については引き続き早期承諾に努め、平成23年度承諾計画については、優良案件の採択を通じた着実な達成を働きかけていく。</p>
	(イ) 案件実施過程	<p>本年度は、執行率の改善を期することになっているが、平成23年度は国会で議決された有償事業の計画額が平成22年度よりも増加していることから、執行率改善のためにも貸付（ディスバース）の前提である政府の円借款コミットメント（承諾を含む。）を大幅に増やす必要がある。（P9）</p>	<p>同上。（指摘の内容、対応は上記と同じ「政府への働きかけ」である為。）</p>
		<p>これらに対しては、協力準備調査の業務指示書作成や審査時の実施機関との協議等、案件形成や事業審査の段階で円滑な調達についてこれまで以上に配慮する必要がある。また、地域部や主管の在外事務所が行う執行管理のモニタリングを企画部が統轄することで案件の実施監理・執行促進を強化する必要がある。（P10）</p> <p>一方、相手国や実施機関との関係では、理事等のハイレベルでの先方政府との協議等により早期の開発効果実現の重要性を訴えることなどにより、先方実施機関等にスケジュール遵守等の懇請を行うとともに、迅速化、執行促進に向けた有償勘定技協の一層の活用等を強化することで、円借款事業の実施段階でのスピードアップを図る必要がある。（P10）</p>	<p>昨今、開発途上国での契約手続きが厳格化されたため、コンプライアンス等の観点からも契約に要する期間が長期化しているのが事実である。パッケージングに工夫を行うこと等により回避が可能な場合は審査時の実施機関との協議の中でそのような取り組みに努めている。また、地域部や主管の在外事務所が行う案件の実施監理・執行促進については、部長クラスの定期会議を通じた執行促進、在外事務所との会議・ディスバース研修の実施等を通じて企画部が統括しており、引き続き取り組んでいく。</p> <p>相手国の元首や政府高官とのハイレベルでの交渉については、右が必要な場合には、役員と密に情報共有を行い働きかけている。また、平成22年度より取組を強化している現地モニタリング会合の開催や有償勘定技術支援の活用促進を通じて、引き続き円借款事業の実施段階でのスピードアップを働きかけており、引き続き取り組んでいく。</p>

項目		監事監査報告書 抜粋部分	対応策
3) 内部統制に関する事項	イ. 重要リスクの把握と統制	リスクの評価に当たっては職場における様々なディスカッションの機会を通じてプロセスに潜在する重要リスクの把握を、また、自主モニタリングに当たっては、小規模な部門では、部門長が各職員の業務を直接観察することやコミュニケーションを図ることで、モニタリングの機能を十分に発揮するなど、行政コストにも配慮して行う必要がある。(P11)	部署別年間計画の作成、中間レビュー、見直し等の機会を通じて、各管理職が各職員とのコミュニケーションを図り、業務に関する潜在的な重要リスクを把握し、適切にモニタリングを行えるようにしている。なお、在外事務所等については、在外事務所及び駐在員事務所と支所などその規模に応じたモニタリング体制をとるよう、行政コストに配慮している。
	ウ. リスク情報管理	クレーム情報等のリスク情報についてはこのように適切に対応されているが、よりシステムティックな対応を強化すべく、国内外での各種協力事業のうち苦情や要望等が比較的多い分野や部門において、リスク情報のデータ蓄積、現場へのフィードバックや活用等についての取組みの検討が必要である。(P11)	現在総務部が窓口となり各種調整や情報蓄積を図っているほか、国内機関長会議等の場で事例紹介及び注意喚起を行っている。今後も過去の事例の傾向分析を進め、関係部署に対してはより一層の注意喚起や改善提案を行うことを検討する。
	エ. グッド・プラクティスの普及	(イ) 情報セキュリティの内部統制 今後は情報政策部が情報システム室へ4月に組織変更したことに伴い、効果的施策を継続することと、外部監査の導入を進めることが課題である。(P12)	情報セキュリティ管理にかかる外部監査については、平成23年7月～10月末までに実施済み(本部部署対象)。平成23年度下期中には、当該監査結果も踏まえ、昨年度までに実施してきている各部署における情報セキュリティ管理の自己点検や業務主管システム管理にかかる実施状況調査等を引き続き実施していく予定である。
	(ウ) 環境社会配慮面におけるリスク管理	なお、案件実施段階は、JICAの業務フローの一部に過ぎず、要請から終了(完成)に至る全過程を通じて環境社会配慮面のリスクをモニタリングする体制を構築する必要がある。(P13)	これまでの取り組み成果をふまえ、環境社会配慮ガイドライン(平成22年4月)に基づき、モニタリング実施状況の監理、課題が生じている場合の助言、情報公開、助言委員会への報告を行う体制を、平成23年度末までに確立する。

項目	監事監査報告書 抜粋部分		対応策
4) 事務・事業見直し等に関する事項	ア. 契約の競争性向上	(ア) 随意契約の見直し	契約監視委員会の審議結果を踏まえ、契約類型ごとに特命随意契約を行う際の留意点を整理したガイドラインを作成中。同ガイドライン案を契約監視委員会に報告した上で、その概要について議事録上で開示することを検討中。
		(イ) 一者応札・応募	グループ業務管理制度は定着し、活用率が高い。他方、業務実施契約の一者応募率の高止まりは改善のきざしが見えないことから、今年度の契約監視委員会において背景・要因の分析及び点検を行っている。
			<p>なお、一者応札・応募にかかる今後の課題としては、引き続き、グループ業務管理制度の導入などの制度改善を通じ、JICAにとってのパートナーである開発コンサルタントの人的リソースの拡充を含めた基盤整備に資する取組を継続的に行っていく必要があるということとは言ってもない。(P17)</p> <p>他方、このコンサルタント契約とは別に、昨年度からその促進に努めている研修委託契約の参加者公募制度に関しては、本邦における契約の競争性を高める大きな貢献を果たしたものの、一者応札応募を増加させる結果になっている。平成22年度に参加者公募にて行なった約160件のほとんどが一者応募応札の結果となっている。これについての課題としては、まず、その要因を検証する必要があるのではないだろうか。研修委託契約を行なっている国内機関を対象とした最近の監査結果においては、①参加者公募の公示期間の延長、②現在の経費積算制度（実費積算）の見直し、③国内研修事業の業務プロセスの見直しなどの必要性が提案されている。については、これら国内機関からの提案をも含め、一者応札応募となる経緯とその要因を組織的に分析し、対策を講じる必要があると思われる。(P17)</p>

項目	監事監査報告書 抜粋部分		対応策
イ. 保有資産の見直し	(ア) 保有資産の売却等	<p>また、職員住宅の有効利用については、区分所有の住宅（平成23年売却予定物件を除く）は利用率99%以上が達成されている。なお、一棟所有の職員住宅は、現在、75%と低い数値ではあるが、今後、毎年30戸以上の区分所有住宅が売却される計画であることから、その住宅に住居する職員が一棟住宅に移ることになり、入居利用率90%以上（公務員宿舎利用率）が見込めるとされている。一方、一棟所有の職員住宅において、筑波センターのように入居率が低い（40%未満）箇所もあることから、まず、利用率が低い要因（老朽化、周辺地区の治安面や利便性など）の分析を行なうとともに、場合によっては、一棟所有の職員住宅であっても、売却について検討することが必要であると考え。今後とも、その推移を見守っていききたい。（P17-18）</p>	<p>一棟所有物件のうち、利用率が低迷している物件については、今後の利用率の推移を注視しつつ、その要因を分析し、今後の対応について検討していく。</p>
ウ. 人件費等の削減	(イ) 海外・国内拠点の配置適正化	<p>他方、国内機関のあり方については、外務省による「ODAのあり方に関する検討」、NGO関係者を含め有識者による第三者検証等を踏まえ、国民の理解と支持を促進するとともに国際協力の裾野を拡充するための国内拠点的あり方が検討されている。その一環として、国内機関においては、新たな取組として、これまでの研修事業、市民参加事業、協力隊事業だけの国内拠点ではなく、民間連携（PPP、BOP調査など）及び海外投融資を通じて、地域経済団体や地元民間企業との連携も含めたJICA事業全体の総合窓口的機能を持った拠点としようとする動きが既に始まっている。今後、このような国内機関による地元民間企業等との連携を意識した事業展開を大いに期待したい。（P18）</p>	<p>国内拠点に係る第三者検証の指摘を踏まえ、平成23年度国内機関長会議において「国内機関のコミットメント」を整理した。（1）地域の経験、ネットワークを活用し、途上国が抱える課題解決に貢献（日本の知見を途上国開発に活用）、（2）地域の発展に国際協力を通じて貢献（地元企業、自治体、NGO、大学等の海外展開を支援）、（3）国民の国際協力理解と支持・参加を促進（ODA理解促進、知日家や親日家の育成への貢献）。特に民間連携では、北海道、中部、大阪、兵庫で商工会議所等と連携した事業紹介やBOPセミナーの開催等により関係強化を図っており、具体的なBOPビジネスの可能性検討も行われている。沖縄では水ビジネス検討会を立ち上げ、海外への調査団派遣も検討中。</p> <p>日本経済の低迷、財政赤字、東日本大震災等国内は非常に厳しい情勢にあり、ODAへの国民の理解・支持を得るためにも、国際協力事業を通じた、あるいは国際協力事業で得た知見を生かした、国内の課題解決への貢献という「内外一元化」の考え方を国内機関の事業に取り込んでいく。</p> <p>引き続き、国内機関の総合窓口的機能強化を推進する。</p>
		<p>なお、平成22年度以降も新人事制度改革の更なる定着に向けて、役割と貢献に応じた処遇の徹底が図られることとなっているが、①平成22年度から新たに導入した勤務地限定制度、②役職定年年齢の前倒しなどを通じて、今後とも、人件費削減と給与水準の適正化に向けた更なる努力を期待したい。（P19）</p>	<p>勤務地限定制度・職務限定職員の任用に加え、役職定年制の導入等による職員構成の見直しを着実に実施し、引き続き人件費削減及び給与水準の適正化に努める。</p>

項目	監事監査報告書 抜粋部分	対応策
3 監査の結果 (4) その他留意すべき事項		
1) 海外拠点としての支所の機能強化	イ. 課題と提言	<p>第1に、支所の原点が「青年海外協力隊駐在員」にあり、JICA事業の拡大に当たり、同駐在員に事業の一部を担当させた来歴はあるものの、JICA関係者の安全確保、経理・調達の適正化等の内部統制で果たす役割の重要性を考えると、可能な限り、職員または相当の管理能力のある者の配置に努め、特にJICA勤務に限られる者を支所長として派遣する場合には、親事務所による管理を強化するとともに、JICAでの業務運営、組織管理の基本に焦点を当てた研修等を充実するようにしたらいかか。(P20)</p> <p>第2に、そもそも、いかなる場合に支所を置くのかとの基準が必ずしも明確ではないことである。また、支所は時限的な拠点とするの考え方もあるが、いかなる場合に閉鎖するのかについても明確な基準はない。 これについては、支所以上の拠点を置く基準として年間事業・業務規模を定め、同基準を超える拠点は引き続き支所とし、基準を満たさない拠点は、厳に時限性を持ち、責任範囲が限定されるフィールドオフィスとするか、閉鎖することを検討しているが、これらの早期の規程化を期待したい。なお、この設置基準は将来も維持することで、「時限的な存在」の根拠にもなる。(P20)</p> <p>第3に、親事務所と支所の関係が機能するためには、親事務所・支所間の役割分担と責任範囲について、両者間で具体的に定める必要があるが、必ずしも十分でない例がみられることである。また、個別事案において、親事務所からの指示、兼轄関係に基づく支援の内容には支所によって濃淡がある。 これらに対しては、海外拠点の在り方検討の中で、支所の定義を「親事務所の所長の命を受け、代行として業務を行う拠点」と明確にすること、また、支所長が分担すべき役割を明確に示し、これを関係者間で共有する方向で親事務所と支所の関係を見直すこととしている。さらに、管理体制強化の観点から、支所を整理した上で、所長（職員、非職員を問わない）としてマネジメントを適切に行える人材に加えて、所長をサポートする本邦派遣の人材との2人以上の体制を整備することを検討している。これらについても早期の規程化を期待したい。(P20-21)</p>

項目		監事監査報告書 抜粋部分	対応策
2) エキスパート職群制度の導入	ウ. 今後検討すべき事項	<p>第1に、制度が始まって1年ということで対象者が少ないこともあり、専門分野や専門地域に偏りが生じている。すべての分野や地域に万遍なくE職職員を配置することは不可能であり、その必要もないと思うが、組織として必要とする分野・地域にE職職員が存在することは望ましいものとする。配属されていない分野の募集を特に勧奨していると聞いているが、それでも適任者がいなければ、例えば外部から経験者を採用することで全体の組織能力の強化を図ることも検討してはいかかが。(P22)</p> <p>第2に、E職の最高格であるE3で求められる条件は「対外的にも第一人者として認められる専門的な知識等を持ち、当該分野における援助潮流を主導する」とあり、国際的にも評価されるスペシャリストを想定しているが、現在E3に格付された者はいない。E1からの段階的な専門性の強化にプライオリティを置いた結果ではあるが、E3として具体的にどういう人材を求めているのかイメージしにくい。ため、希望者の増加を考えるとできるだけ具体的なロールモデルを示す必要がある。また、然るべき時期にはE3の格付け者を出すことが期待される。(P22)</p> <p>第3に、M職とE職の職務を、M職がラインのポストを担い、E職は自らの専門知識を活かせるライン以外のいわゆるスタッフ職、研究機関等への出向等と分けていることである。これはM職の主たる根拠能力をマネジメント能力、E職の主たる根拠能力を専門能力、また、逆に、M職では専門能力、E職ではマネジメント能力を従たる根拠能力としたことの帰結と考えられる。関連して、現在の仕組みでは専門分野の部長や在外事務所長の道がE職に閉ざされている。これらのポストはM職が就くことにより、組織成果が高まる、また、ラインの職を後になって希望するE職には職群転換の道を設けてある、さらに、E職のキャリア開発の道筋を純化することで、最終的にJICA内外に通用するスペシャリストを育成することを理由とする。制度が発足して間がなく、現時点でこの方針の是非を評価することはできないが、E職及びその予備軍の中には、自らの専門分野や専門知識を担当する本部の部長を最終ポストとして目指してがんばる者もいるはずであり、また、在外事務所長としての経験を通じて自らの専門知識等が深化する場合もあると思う。制度開始からある程度経過した時点で、E職にラインの職を一律に閉ざすのではなく、適材適所という人事方針で対応することの是非を検討したらいかかが。(P22-23)</p>	<p>エキスパート職には、特定分野の専門性のみならず、JICA職員としての実務経験や管理職としてのマネジメント適性が求められるため、外部からの経験者採用で直ちに代替できるわけではない。来年度以降の応募状況も見つつ、各分野・地域におけるエキスパート職の必要性も勘案の上、必要な対応をとることとしたい。</p> <p>E3を含むエキスパート職の配置ポストの具体例を示すことにより、同職のキャリア・パスの明確化を図ることとしたい。なお、エキスパート職の等級は、専門能力の高さも踏まえ決まるため、あらかじめE3の認定時期を定めておくことは困難。</p> <p>現行制度においても、エキスパート職が職群転換を経てライン管理職に就く道を設けており、本人の希望と適性を踏まえた適材適所の人事配置は可能と考えているが、制度開始からある程度経過した時点で、それまでの運用状況を見つつ、問題点の有無及び対応を検討することとする。</p>

項目		監事監査報告書 抜粋部分	対応策
3) 海外での安全管理の充実		<p>復興支援等、危険と背中合わせの業務が増える中で、職員等に対する危害の予防に関するJICAの安全管理は、さらに精緻化・高度化することが求められている。一方で、危険な地域での事業の実施に当たって、安全に過剰な重点を置いて消極的な対応になれば、JICAの目的を完全に達成することができないおそれがある。必要な安全対策をとることで職員等の安全確保と積極的な業務推進の調和に努めることに引き続き配慮する必要がある。(P23)</p> <p>このように、JICAの安全管理は複雑になっていることから、関係者により分かりやすくなるように、関係者のカテゴリーごとに措置を一覧化する作業を進めている。また、安全対策措置の内、渡航制限や退避措置等は関係者の移動、居住等を制限するものであり、その重要性に鑑み、海外安全対策規程に根拠と決裁権者に関する規定を置くことを検討している。(P24)</p> <p>なお、資金協力本体事業の関係者は先方政府との契約に基づくものであるため、その安全配慮義務はJICAではなく先方政府が負うことが基本である。そのため、これらの関係者の安全確保にJICAとしてどのように関与するかは、法的にも難しい問題である。ところで、このたび、アフガニスタン無償本体事業関係者に対しては、同関係者のオーナーシップに配慮しつつ、JICAと直接契約を結ぶ専門家、コンサルタント等と同等の安全対策措置（安全情報の提供、定時の安否確認、防弾車による移動、宿泊先・外食先制限等）を提供、勧奨することで同関係者の安全対策を支援するようにしたことは評価できるが、その拡大の是非については、上述の基本的問題も含めて慎重に検討する必要がある。(P24)</p>	<p>指摘を踏まえ、海外安全対策規程の改定作業中。同規程第1条第1項、第7条に安全対策に係る基本理念を追加する。</p> <p>安全対策措置策定の根拠として、第1条第3項に「海外安全対策には、関係者に対して課す渡航制限や行動制限、国内外への退避命令等の移動・居住等の制限が含まれる」ことを追加した。また、安全対策措置の内容として、第6条に「関係者の当該国又は地域への渡航に際し、立入りの形態、立入りの可否およびその承認方法に関し、総務部長が定める。」を追加した。</p> <p>アフガニスタン以外の資金協力本体事業者に対する安全対策については方針素案を作成しているが、先に作成したアフガニスタンの基本方針の作成プロセスにおける関係機関との調整の際に明らかになった諸課題を参考にしつつ今後更に関係部との調整を行い、慎重に拡大を検討する。</p>

項目		監事監査報告書 抜粋部分	対応策
4) 無償案件の実施監理強化	イ. 課題と提言	<p>第1に、資金協力技術アドバイザー等の数と質の確保がある。数については8月末現在、資金協力技術アドバイザー7名（内、1名は非常勤、2名は4月に増員されたもの、10月以降は1名が企画調査員（資金）として海外赴任予定）と企画調査員（資金）3名の計10名である。今後、無償資金協力の全案件で実施状況調査を行い、また、円借款案件への支援機能を強化するためには、複数名の増員が必要とのことであるが、監事としても在外監査の結果、その必要性は実感できるところである。ただし、資金協力技術アドバイザー等の任務の内容を考えると、技術的能力、経験、特に途上国での経験に裏打ちされた人材である必要があり、採用の際は質の面も配慮することとしているが、監事としても同感である。（P25）</p> <p>第2は、無償案件の実施監理はJICA全体の責務であり、在外事務所等がどのように関与するかということである。これについては、「実施監理業務の手引き（在外事務所編）」の記載事項を徹底するとともに、状況と事務所の体制等に応じて以下の措置をとるようにしたらいかがか。</p> <p>①実施監理の過程から得られた教訓等を当該案件の実施または事後の案件形成過程に今まで以上にフィードバックすること。</p> <p>②竣工検査時にJICA事務所の職員等の立会いを任意ではなく義務化すること。</p> <p>③一部の地域、国においてコンサルタント、コントラクターの現地情報収集能力やサブコンに対する管理能力が低下していると考えられることから、サブコンに関する過去の実績・評判等、関連する情報を提供すること。</p> <p>④可能であれば、案件毎に発注者、コンサルタント、コントラクターとJICA事務所員が定期的に協議し、問題点等を共有する。また、品質管理や安全管理については、職員等が折を見て、現地において状況を観察する。少なくとも、資金協力技術アドバイザー等の実施状況調査には同行すること。（P25）</p>	<p>無償資金協力の実施状況調査は、上半期で31件実施し、下半期は約16件（本部約7件、在外約9件）を計画。また、円借款案件については、上半期は2件に留まったが、下半期は20件を計画。</p> <p>資金協力技術アドバイザー等の数については下半期に在外の企画調査員（資金）が交代になるが、現在と同じ、資金協力技術アドバイザー6名（内、1名は非常勤、2名は4月に増員されたもの）、在外の企画調査員（資金）4名の計10名体制となる。今後の支援機能強化のため、年度末までに1名の増員を計画し充実を図る。</p> <p>本年度増員が認められた企画調査員（資金）1名については、適切な人材が採用できず未配置であり、客員専門員で対応しつつ、企画調査員の公募を検討する。</p> <p>計画する案件への対応のためには、常勤13名程度の体制が必要であるところ、今後上記企画調査員1名を含め必要な人員の採用を進める。</p> <p>「実施監理業務の手引き（在外事務所編）」は、在外事務所が無償本体事業により積極的に関与するよう記載を見直す。ご提案のあった措置については以下の通り対応する。</p> <p>①平成23年9月末に課題部を対象として実施監理の過程で得られた教訓を共有する無償資金協力実施監理フィードバック会を開催した。今後は年2回定期開催する予定。</p> <p>②第三者の技術者が立ち会うことが望ましい場合は、事務所担当者が、資金協力技術アドバイザー又は企画調査員（資金）等の派遣を検討するよう引き続き促す。</p> <p>③事業の工程・質の監理をより慎重に行い、注意を要する案件においては、情報収集状況やサブコンの監理体制が適切なものになっているのか確認や助言を行う。この過程で把握することのできたサブコンに関する情報は部内で共有し、必要に応じJICA内外の関係者に提供する。</p> <p>④事務所もコンサルタントより毎月進捗状況報告書の提出を受けている。第三者の技術者の立ち会いについては、②同様。</p>